

中央区期間限定型保育事業のご案内

中央区期間限定型保育事業とは、新設の認可保育園等が保育園に入園できなかった1歳児クラスのお子様を5歳児クラスの保育室等空いているスペースを活用し、期間を限定してお預かりする事業です。詳細は次のとおりです。なお、本事業は空き保育室等を活用しますので、1歳児クラスの保育室の児童とは別保育になる場合がありますことを予めご了承ください。

1 ご利用の条件等

区 分	内 容
対象児童	次の条件を全て満たす場合に対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用を申請する日から利用を終了する日まで区内に住所を有していること。 ・1歳児（令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれ）であること。 ・3号認定（保育標準時間）の支給認定証を持っていること。 ・保護者が1日8時間以上かつ月20日以上労働に従事（4月に復職予定を含む。）又は内定しており、保育を必要としていること。（それを証明する就労証明書を令和4年2月14日（4月第2回目の申込締切日）までに提出している方に限ります。） ・認可保育園の令和4年4月入園に申し込み、入所保留通知書の交付を受けた方（見込み含む。）。
利用期間	・令和4年4月1日から令和5年3月31日まで <ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和5年4月以降の継続はできません。</u>また、年度途中でも、区外転出や退職等で要件に該当しなくなった場合は、利用できなくなります。
保 育 料	・認可保育園と同額です。 <u>保育料は保育園へ直接お支払いください。</u> 区から保育料の金額を保育事業者へお知らせします。
延長保育	・スポット延長保育は定員に空きがある場合は利用できます。（月極延長保育はご利用できません。）スポット延長保育料も認可保育園と同額です。
そ の 他	・その他の事項については、認可保育園の入園に準じます。

2 実施保育園（予定）

園名	所在地	連絡先	募集人数
ほっぺるランド茅場町 （令和3年4月1日開設）	日本橋茅場町2-16-6	03-6810-7630	若干名
さくらさくみらい 佃 （令和3年10月1日開設）	佃 1-4-8	03-5547-4139	若干名
さくらさくみらい つくだ大通り （令和4年4月1日開設）	佃 1-10-7 コンフォール月島 1～3 階	開設準備室 03-6457-9539	若干名
ほっぺるランド佃大橋 （令和3年10月1日開設）	月島 1-1-13 プライマル月島 1・2 階	03-5859-0571	若干名
ほっぺるランド清澄通り勝どき （令和4年4月1日開設）	勝どき 3-7 住居番号未定	開設準備室 03-3568-8345	若干名

※変更となる場合があります。

3 受付方法

受付方法	窓口で提出する場合	受付場所：中央区役所 6階保育課、日本橋・月島特別出張所 受付日：2月1日(火)～14日(月) 時 間：午前8時30分～午後5時まで（時間厳守）
	郵送で提出する場合	〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所保育課保育入園係 宛て ※郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などの利用をお願いします。 ※郵送の場合、2月14日(月)必着です。消印有効ではありません。

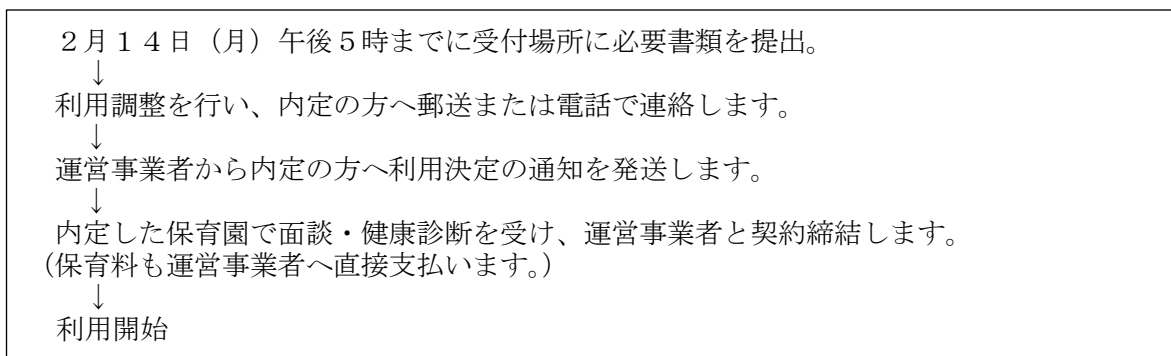
4 必要書類

- 期間限定型保育事業利用申請書
- 同意書
- 複数の保育事業を希望する方へ（本事業の他に居宅訪問型保育事業を希望している方のみ）

5 利用者の決定等

- (1) 利用の申込数が、実施保育園で設定する本事業の受入枠を超えた場合は、区の利用調整に準じて利用の可否を決定します。（「令和4年度保育園のごあんない」の30～33頁をご覧ください。）
- (2) 利用が内定した方には、郵送または電話でご連絡します。利用が内定しなかった方には、個別で通知はいたしませんのであらかじめご了承ください。なお、3月中旬以降、中央区ホームページにて本事業の利用決定状況をお知らせいたします。
- (3) 本事業は、直接運営事業者との契約となります。

【期間限定型保育事業の流れ】



6 その他

- (1) 令和4年度の限定事業のため、令和5年度の利用継続はできません。
- (2) 令和4年度の認可保育園の入園申込は、「取下げ」をしない限り、毎月の区の利用調整の対象となります。また、本事業を利用している期間は、認可保育園の入園待機期間となります。
ただし、教育・保育給付認定、又は保育所入所申込書の有効期間が切れた場合は、利用調整の対象にならなくなり、また待機期間もリセットされます。有効期限終了前に通知はいたしませんので、ご注意ください。（「令和4年度保育園のごあんない」の48頁をご覧ください。）
- (3) 令和5年4月に認可保育園に入園を希望される場合は、募集の時期にあらためて入園申込み手続きが必要です。令和5年4月入園利用調整には調整指数は「+2」が適用となります。ただし、4月入園を保証するものでないことを予めご了承ください。
- (4) 本事業利用開始後、短時間勤務等の取得により、1日8時間以上かつ月20日以上労働を下回った場合、利用できなくなります。
- (5) 4月以降の利用人数に空きがある場合は、中央区ホームページに掲載します。
[トップページ](#)⇒[子育て・教育](#)⇒[保育園](#)⇒[認可保育所](#)⇒[保育園 空き情報](#)
- (6) 本事業の利用が内定しなかった場合は申込みが終了となります。改めて利用を希望する方は募集期間内にその都度申請が必要となります。（5月以降の募集の有無・募集期間については、随時、中央区ホームページにてご案内します。）

〈問い合わせ先〉

中央区福祉保健部保育課保育入園係

電話 03(3546)5227・5387・9587

(平日 8:30~17:00)